

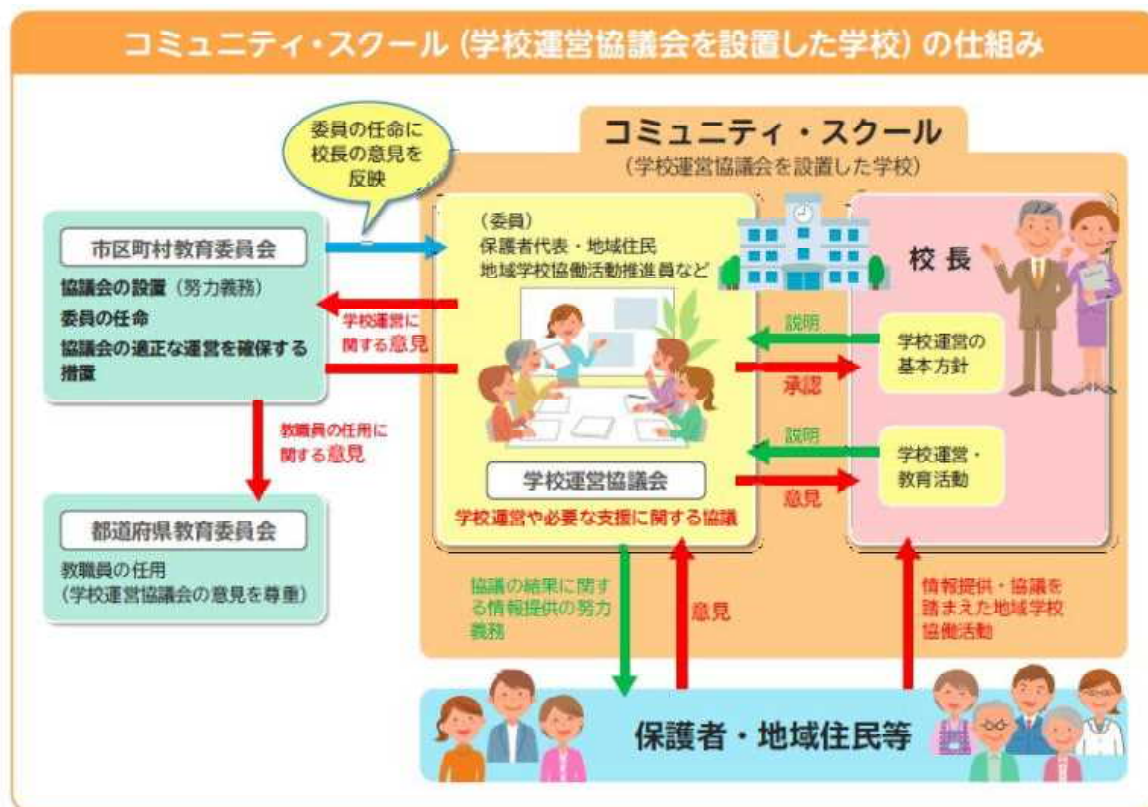
コミュニティ・スクール導入に向けて

令和3年6月
渋川市教育委員会

1, コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクール（以下、CSとする。）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みです。平成29年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、導入が努力義務化されています。

CSでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。学校運営に地域の声を届ける場とは、学校が在する地域の保護者、地域住民、対象学校の教職員、学識経験者等が構成委員となる「学校運営協議会」であり、この「学校運営協議会」を導入した学校がCSになります。



<「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」より抜粋>

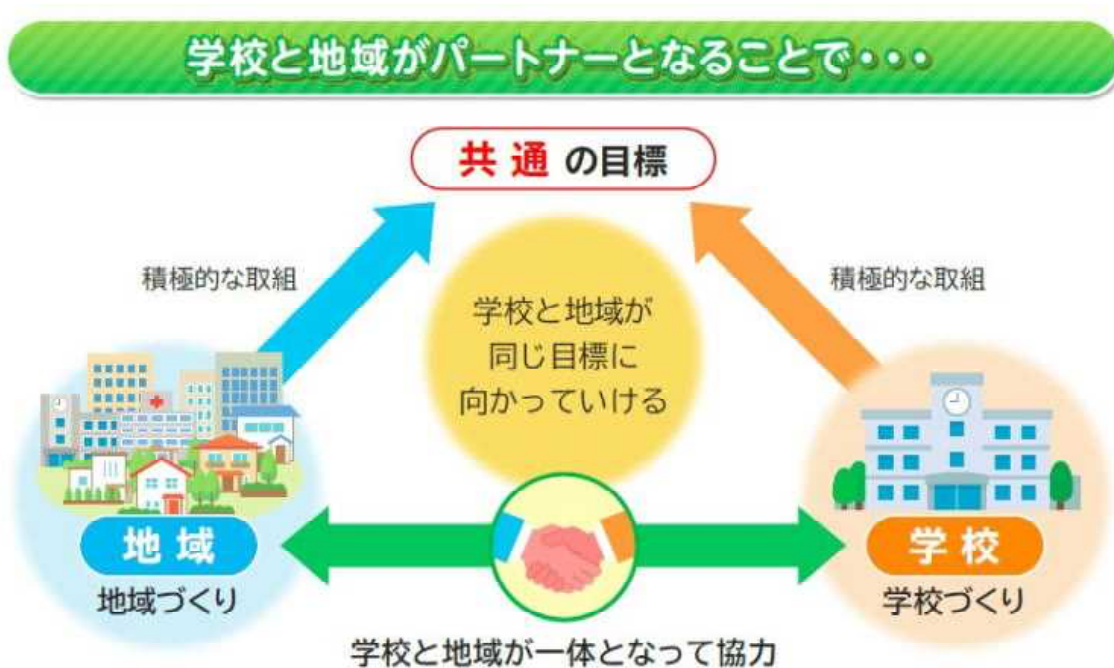
2, コミュニティ・スクールのメリットについて

①組織的・継続的な体制の構築ができます。

- ・校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制が継続できます。

- ②当事者意識・役割分担ができ、社会総掛かりの体制が構築できます。
- ・学校運営協議会や熟議の場を通して、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。
- ③目標・ビジョンを共有した「協働」活動ができるようになります。
- ・校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち「役割分担を持って連携・協働による取組」ができます。

<「コミュニティ・スクールのつくり方」令和元年10月版より抜粋>



<「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」より抜粋>

3. 渋川市の今後の計画について

本市においても、次年度より順次CSを導入していく予定です。導入する学校は教育委員会が一方的に指定するのではなく、学校・地域・家庭の共通理解が図られた学校からスタートすることが望ましいと考えています。

本市には既に、三者連携推進事業で学校・地域・家庭が連携して「育てたい子どもの姿」の具現化を図る取組や、学校評議員制度で学校の経営状況を評価いただく機会が定着しています。これらの既存の仕組みにCSの制度とメリットを併せることで、相互にパートナーシップを高め、共通の目標に向けて取り組む体制を整えていきたいと考えています。

渋川市立学校運営協議会規則（案）

（目的）

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

（趣旨）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、渋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を指定するものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- （1）教育目標及び学校経営計画に関すること
- （2）教育課程の編成に関すること
- （3）学校、保護者及び地域住民の協働体制に関すること。
- （4）施設管理、施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に基づき、学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の任用に関して、教育委員会を経由し、群馬県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を任命することができる。

3 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。